キ　代表企業、構成企業又は協力企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限までに構成企業又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、近畿地方整備局と協議するものとし、近畿地方整備局が変更を認めた場合はこの限りではない。

ク　代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかが、他の代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。

ケ　代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。

コ　上記カ、ケにおいて、「資本関係又は人的関係において関連のある者」について、詳細は入札説明書による。

⑵　応募者共通の参加資格要件　代表企業及び構成企業並びに協力企業は、次のアからクまでの要件を満たさなければならない。

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　ＰＦＩ法第９条の規定に該当しない者であること。

ウ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（当該手続開始の決定後、近畿地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。

エ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

オ　第一次審査資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、近畿地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（令和２年12月25日付け国会公契第22号）に基づく指名停止を受けていないこと。また、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年８月５日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）に基づく指名停止を受けていないこと。

カ　本事業に係るアドバイザー業務（大阪国道管内道路照明施設整備事業支援業務）に携わったパシフィックコンサルタンツ株式会社及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（大阪国道管内道路照明施設整備事業支援業務を担当した弁護士に限る。）あるいはこれらの者と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

キ　有識者委員会の委員及び委員以外の者で有識者委員会において出席及び意見を求められた者が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係においての関連のある者でないこと。

ク　上記カ及びキにおいて、「資本関係又は人的関係においての関連のある者」とは、上記⑴コに同じ。ただし、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（大阪国道管内道路照明施設整備事業支援業務を担当した弁護士に限る。）との関係については、「一方の会社等の役員」を「アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（大阪国道管内道路照明施設整備事業支援業務を担当した弁護士に限る。）」と読み替える。

⑶　維持補修企業の参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸アに掲げる維持補修業務を実施する者（以下「維持補修企業」という。）は、次のアからエまでの要件を満たさなければならない。

ア　近畿地方整備局における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格「維持修繕工事」の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）や地域維持型建設共同企業体（以下「地域ＪＶ」という。）が、維持補修企業として本事業の入札に参加することは認めない。

イ　建設業法に基づく「電気工事業」の許可を受けていること。

ウ　平成22年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した次の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績を有すること。

・供用中の道路（道路法上の道路）における道路照明設備の維持修繕又は新設（更新含む。）した工事。

※甲型共同企業体の構成員としての実績は、地域ＪＶ以外の場合は出資比率が20％以上の場合のもの、地域ＪＶの場合は出資比率が10％以上のものに限る。また、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。

※事業協同組合構成員の実績は認められない。

※同種工事の実績及びその他構成員の実績が、国土交通省大臣官房官庁営繕部又は各地方整備局発注の工事（港湾空港関係を除く。）である場合は、低入札工事以外の工事にあっては、工事成績評定点が65点未満でないことで実績とする。また、低入札工事にあっては工事成績評定点が70点未満でないことで実績とする。

※第一次審査資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事がコロナ通知に基づく一時中止等を行ったことにより、第一次審査資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。㋐供用中の道路（道路法上の道路）における道路照明設備の維持修繕又は新設（更新含む。）した工事。

エ　次の㋐から㋓までの基準を満たす配置予定技術者を配置できること。ただし、事業契約金額の内訳における維持補修業務の金額が4,500万円以上の場合は専任で配置できること。営業所における専任の技術者は配置できない。（営業所とは建設業法第三条第一項に定めるものをいう。）ただし、平成15年４月21日付国総建第18号「営業所における専任の技術者の取扱いについて」に該当する場合は除く。なお、第一次審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができる。その場合は、候補者毎にそれぞれ様式を作成すること。ただし、基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

㋐　配置予定技術者の資格等

【監理技術者を配置する場合】

ａ　１級電気工事施工管理技士

ｂ　技術士（建設部門、電気電子部門、総合技術監理部門：建設、電気電子）

ｃ　１級電気工事施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。

【主任技術者を配置する場合】

ａ　１級又は２級電気工事施工管理技士

ｂ　技術士（建設部門、電気電子部門、総合技術監理部門：建設、電気電子）

ｃ　１級電気工事施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。

ｄ　登録電気工事基幹技能者講習修了証を有する者。（実務経験を有する建設業の種類を電気工事業に限る。）

ｅ　第１種電気工事士の資格を有する者。

ｆ　第２種電気工事士の資格を有し、合格後電気工事の実務経験を３年以上有する者。